

## 川口市市民参加条例骨子(案)

平成 2 3 年 1 0 月 2 4 日作成

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 この条例は、川口市自治基本条例（平成 2 1 年条例第 6 号。以下「自治基本条例」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、市民の市政への参加のために基本的な事項を定めることにより、本市における市民参加を推進することを目的とし、もって市政の主権者である市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことを目的とする。

## (定義)

第 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は公益を目的として市内で活動するものをいう。
- (2) 市民参加 市政の運営に対して、市民が自ら意見を表明し市政に参加することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者をいう。
- (4) 意見聴取 市が事業を行うにあたって市民の意見を収集することをいう。
- (5) 意見提出 市の事業にかかわらず、市民が市政に対する意見を提出することをいう。
- (6) パブリック・コメント手続 市が事業を行う場合に、その案をあらかじめ公示し、意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求める手続をいう。
- (7) 説明会 説明を通じて、市民の意見を収集する集まりをいう。
- (8) 懇談会 ワークショップなどを通じて、市民と市又は複数の市民同士の自由な意見交換をする集まりをいう。
- (9) アンケート調査 調査項目を設定し、市民の意見を収集する手続をいう。

(10) 附属機関等 地方自治法に基づき、専門的な知識又は経験に基づく審議による答申又は報告を行う機関等をいう。

(市民の役割)

第3 市民は、主権者として自ら、自治の主体としての自覚及び責任を持ち、市政に参加するよう努めなければならない。

2 市民は、市民参加にあたって、互いに助け合い、互いの権利及び利益をしなければならない。

3 市民は、市民参加にあたって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない。

(実施機関の役割)

第4 実施機関は、市民参加の推進にあたって、市政の運営に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民参加の推進にあたって、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の保護に努めなければならない。

3 実施機関は、市民参加の推進にあたって、市民に公平かつ誠実に対応しなければならない。

## 第2章 市民参加

### 第1節 通則

(意見聴取の方法)

第5 意見聴取の方法は次のとおりとする。

(1) パブリック・コメント手続

(2) 説明会、懇談会

(3) アンケート調査

(4) 附属機関等の会議

(5) その他効果的な方法

2 実施機関は、より効果的な市民参加の方法を調査及び開発し、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(意見聴取の対象)

第6 意見聴取の対象は次のとおりとする。

- (1) 市の方向性・基本方針を定めるもの
- (2) 各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの
- (4) 市民に義務を課し又は権利を制限するもの

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、意見聴取を要しないものとする。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
  - (2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの
  - (3) 法令その他の規程により、基準が定められているもの
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの
  - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
  - (6) 実施機関内部の事務処理に関するもの
- （意見聴取の実施）

第7 実施機関は、第5の規定により意見聴取の方法を実施するときは、1以上の適切な方法により実施するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の意見聴取の方法を併用するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、当該意見聴取による市民の意見又は提案を事業の決定に反映させることができる適切な時期に、これを公表しなければならない。

#### 第2節 パブリック・コメント手続

（パブリック・コメント手続）

第8 実施機関は第6第1項に掲げる事業の策定をする場合は、市民その他別に市長が定めるものに対し、パブリック・コメント手続を実施しなければならない。

（実施の公表）

第9 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項の公表をしなければならない。

- (1) 事業の案を作成した趣旨及び目的並びに背景

(2) 事業の案を立案する際に整理した市の考え方と論点

(3) 市民等が当該事業の案を理解するために必要な関係資料

(意見の提出)

第10 実施機関は、前条における事業の案を公表した日から起算して30日以上  
の期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、実施機関に特別な  
事情があるときは、この期間を短縮できる。

2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 書面の持参

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示  
す事項を明らかにするものとする。

(意見の考慮及び結果の公表)

第11 実施機関は、市民から前条における意見が提出されたときは、検討後当該  
市民の意見を行政運営に反映させるよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項における市民から表明された意見については、これに対す  
る考え方及びその対応結果を公表しなくてはならない。

### 第3節 懇談会、説明会

(懇談会、説明会)

第12 実施機関は、課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の市民との一定  
の合意形成を図る必要がある場合は、懇談会を開催しなければならない。

2 実施機関は、課題、問題点等の説明を通して、複数の市民の意見を収集する  
必要がある場合は、説明会を開催しなければならない。

3 前2項の場合において、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表し、開催  
記録作成し公表しなければならない。

### 第4節 アンケート調査

(アンケート調査)

第 1 3 実施機関は、一定の質問形式で多くの市民の意見を収集する場合、アンケート調査を実施することができる。

2 実施機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、その目的を明らかにしなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定によりアンケート調査を行うときは、その結果を公表しなければならない。

#### 第 5 節 附属機関等

##### ( 附属機関等 )

第 1 4 実施機関は、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申や報告又は個人の知識や経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属機関等を設置する。

2 実施機関は、附属機関等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、課題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合にはこの限りではない。

##### ( 会議公開の原則 )

第 1 5 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 当該審議会等の法令若しくは条例の規定又は要綱等の規定により会議が非公開とされているとき。

(2) 川口市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 4 9 号）第 7 条各号に規定する情報に該当する事項について審議等を行うとき。

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

##### ( 会議資料の作成・公開 )

第 1 6 実施機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 4 9 号）第 7 条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

##### ( 附属機関等の委員の選任 )

第 17 実施機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置趣旨及び審議内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。

2 実施機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めなければならない。

### 第 3 章 意見提出

(意見の提出)

第 18 実施機関は、市民から市政に関する意見があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項の規定に基づき市民から提出された意見については、これに対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。

### 第 4 章 市民参加実施状況の公表及び条例の見直し

(市民参加実施状況の公表)

第 19 市長は、毎年度 1 回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表する。

(条例の見直し)

第 20 市長は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第 21 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。